



短期間施設に入所して利用できるサービス

介護保険で利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる在宅サービスと、施設へ通所や入所して利用する施設サービスなどがあります。利用する人の心身の状況などに合ったサービスを選んで活用しましょう。

- ・介護する家族が体調を崩して一時的に介護が困難
- ・介護者が冠婚葬祭や仕事などで一時的に留守となる
- ・本人の体調の変化で家での介護が困難
- ・利用者本人や介護する家族の気分転換やリフレッシュ

などのときに

ショートステイ (短期入所生活介護・短期入所療養介護)

福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

ショートステイの 主なサービス内容

- ・食事、入浴、排せつの介助
- ・看護師などによる機能訓練
- ・理学療法士などによる機能訓練
- ・医師による診療 (短期入所療養介護の場合) など

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※サービスを利用した場合は、食費・居住費などが別途必要となります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

要介護1～5の方

■自己負担(1割)のめやす(1日)

●短期入所生活介護

介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合
703円(要介護1)～

6005円(要介護5)

●短期入所療養介護

介護老人保健施設(多床室)の場合
845円(要介護1)～

1054円(要介護5)

●特定短期入所療養介護

難病やがん末期の要介護者が利用した場合
(4時間以上6時間未満)
900円

利用日数に注意しましょう

ショートステイの連続利用日数は30日までです。連続30日を超えない場合でも、利用日数は認定有効期間のおおむね半数を超えないことが目安です。あまり使いすぎると、そのほかのサービス利用にも影響しますので注意しましょう。

要支援1・2の方

■自己負担(1割)のめやす(1日)

●短期入所生活介護

介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合
514円(要支援1)～

633円(要支援2)

●短期入所療養介護

介護老人保健施設(多床室)の場合
631円(要介護1)～

785円(要介護2)

問 杵築地区広域市町村圏組合

介護保険事務所

☎0954-69-8222

(市外局番からダイヤルしてください)

武雄市 暮らし部 健康課

☎23-9135

担当:井手



○介護保険事務所のホームページ

<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>

介護保険料納付日のお知らせ

12月(7期)の保険料の納付日は次のとおりです。

◇納付書払いの納期限

12月28日(月)

◇口座振替の口座引落日

12月28日(月)

